

報告事項① 令和7年度(2025年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分			令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	比 較
歳 入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,177,722	4,232,940	△ 55,218
		医療給付費分滞納繰越分	60,000	74,000	△ 14,000
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,361,355	1,367,193	△ 5,838
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	17,000	22,000	△ 5,000
		介護納付金分現年課税分	531,810	533,286	△ 1,476
		介護納付金分滞納繰越分	9,000	12,000	△ 3,000
		計	6,156,887	6,241,419	△ 84,532
	2 使用料及び手数料		1	1	0
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	0
	4 県支出金	普通交付金	23,232,826	23,590,210	△ 357,384
		特別交付金	607,688	675,419	△ 67,731
		健康増進事業補助金	33	66	△ 33
		計	23,840,547	24,265,695	△ 425,148
	5 財産収入		2,845	2,748	97
	6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,554,129	1,637,197	△ 83,068
		未就学児均等割保険税繰入金	15,527	15,913	△ 386
		産前産後保険税繰入金	2,394	4,860	△ 2,466
		一般会計繰入金	720,290	658,632	61,658
		基金繰入金	1,337,419	1,186,348	151,071
		計	3,629,759	3,502,950	126,809
	7 繰越金		1	1	0
	8 諸収入		43,405	88,705	△ 45,300
	歳 入 合 計		33,673,446	34,101,520	△ 428,074
歳 出	1 総務費	総務管理費	443,267	436,715	6,552
		徴税費	46,347	38,316	8,031
		運営協議会費	348	288	60
		計	489,962	475,319	14,643
	2 保険給付費	療養給付費	19,767,618	20,024,933	△ 257,315
		療養費	157,422	172,093	△ 14,671
		審査支払手数料	72,182	73,076	△ 894
		高額療養費	3,123,011	3,201,825	△ 78,814
		高額介護合算療養費	4,000	4,000	0
		移送費	100	100	0
		出産育児一時金	85,500	90,000	△ 4,500
		葬祭費	23,800	25,000	△ 1,200
		傷病手当金	220	310	△ 90
		計	23,233,853	23,591,337	△ 357,484
	3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分	6,470,787	6,421,652	49,135
		後期高齢者支援金等分	2,328,687	2,410,105	△ 81,418
		介護納付金分	774,329	828,757	△ 54,428
		計	9,573,803	9,660,514	△ 86,711
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	206,277	199,876	6,401
		保健衛生普及費	15,537	14,101	1,436
		疾病予防費	90,667	97,123	△ 6,456
		計	312,481	311,100	1,381
	5 基金積立金		2,845	2,748	97
	6 公債費		500	500	0
	7 諸支出金		50,002	50,002	0
	8 予備費		10,000	10,000	0
	歳 出 合 計		33,673,446	34,101,520	△ 428,074

●令和7年度(2025年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳入>

(単位：千円)

区 分		令和7年度 当初予算額	説 明
歳 入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,177,722
		医療給付費分滞納繰越分	60,000
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,361,355
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	17,000
		介護納付金分現年課税分	531,810
		介護納付金分滞納繰越分	9,000
		計	6,156,887
	2 使用料及び手数料	1	証明手数料
	3 国庫支出金	1	原発・震災避難者の医療費等に対する補助
	4 県支出金	普通交付金	23,232,826 保険給付費負担の交付金
		特別交付金	607,688 運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分 136,392 保険者努力支援分(事業費分・事業費連動分) 12,000 特別調整交付金分 73,371 県繰入金 307,821 特定健康診査等 78,104
		健康増進事業補助金	33 特定健診基準外審査項目分補助金
		計	23,840,547
	5 財産収入	2,845	国民健康保険基金利子
	6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,554,129 低所得者の保険税軽減課税分等を国県市が一定の割合で負担 保険税軽減分 996,023 保険者支援分 558,106
		未就学児均等割保険税繰入金	15,527 未就学児の均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担
		産前産後保険税繰入金	2,394 産前産後期間における出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担
		一般会計繰入金	720,290 ルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及増削減分 78,903 出産育児一時金 57,000 職員給与費等分 481,257 財政安定化支援事業 103,130
		基金繰入金	1,337,419
		計	3,629,759
	7 繰越金	1	前年度からの繰越金
	8 諸収入	43,405	延滞金、第三者納付金、返納金等
	歳 入 合 計	33,673,446	

●令和7年度(2025年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明

＜歳 出＞

(単位：千円)

区		分	令和7年度 当初予算額	説	明
歳 出	1 総務費	総務管理費	443,267	<主な歳出> 職員人件費（39人）286,238 嘱託報酬等（12人）45,163 電算事務負担金39,265 共同電算処理手数料12,982	
		徴税費（賦課費・徴税費）	46,347		
		運営協議会費	348		
		計	489,962		
	2 保険給付費	療養給付費	19,767,618		
		療養費	157,422		
		審査支払手数料	72,182	診療報酬明細書審査支払手数料	
		高額療養費	3,123,011		
		高額介護合算療養費	4,000		
		移送費	100		
		出産育児一時金	85,500	見込件数171件	
		葬祭費	23,800	見込件数476件	
		傷病手当金	220		
		計	23,233,853		
	3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,470,787	医療給付費に係る納付金	
		後期高齢者支援金等分	2,328,687	後期高齢者支援金等に係る納付金	
		介護納付金分	774,329	介護納付金に係る納付金	
		計	9,573,803		
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	206,277	<主な歳出> 特定健康診査委託料183,719 特定保健指導委託料1,966	
		保健衛生普及費	15,537	<主な歳出> 保養施設利用補助金3,280 医療費通知等郵便料10,350	
		疾病予防費	90,667	人間ドック検診費補助金90,642	
		計	312,481		
	5 基金積立金		2,845	国民健康保険基金利子	
	6 公債費		500	一時借入金利子	
	7 諸支出金		50,002	保険税還付金及び償還金	
	8 予備費		10,000		
	歳 出 合 計		33,673,446		

●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和7年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月末に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び各市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されましたので、概要についてご報告いたします。

(1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

① 群馬県における納付金総額を算定

- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、県全体の納付金総額を算定

② 市町村ごとの「納付金」を算定

- ・各市町村の所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定

③ 市町村ごとの「保険税必要額」を算定

- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業等の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、収納率を考慮した保険税必要額を算定

④ 市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

(2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

① 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	令和7年度	【参考】 令和6年度	差引増減
医 療 分	6,470,786,887	6,421,651,952	49,134,935
後期高齢者支援金等分	2,328,686,588	2,410,104,754	▲ 81,418,166
介護納付金分	774,328,406	828,756,165	▲ 54,427,759
合 計	9,573,801,881	9,660,512,871	▲ 86,710,990

② 激変緩和措置による納付金の減額

- ・令和6年度から公費・経費が県単位化したことにより、負担が上昇してしまう市町村に対して、令和6年度から8年度に市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を行っています。
- ・この激変緩和措置は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の

区分毎に一定割合を超えた市町村が対象となります。【表 1】のとおり伸び率が県平均の伸び率＋〇％を超える場合に激変緩和阻止を実施します。また激変緩和額は【表 2】の通りとなります。

【表 1】適用基準

R6	R7	R8
県平均＋ 3 %	県平均＋ 5 %	県平均＋ 7 %

【表 2】適用額

R6	R7	R8
超過分の 3 / 4	超過分の 2 / 4	超過分の 1 / 4

③ 本市における激変緩和措置額

本市においては、すべての区分において県が定める一定割合(県平均伸び率＋ 5 %)以下のため、令和 7 年度においては激変緩和措置は適用されません。

	本市における 一人あたり伸び率	一定割合 (県平均伸び率＋5%)
医 療 分	108.01%	113.69%
後期高齢者支援金等分	102.47%	107.42%
介 護 分	95.58%	105.00%

④ 標準保険料率（市町村算定方式による算定結果）

【医療分】

	令和 7 年度	本市税率	【参考】 6 年度
所得割率	6.91%	6.40%	6.68%
均等割額	27,229 円	24,200 円	26,814 円
平等割額	24,247 円	21,400 円	23,780 円

【後期高齢者支援金分】

	令和 7 年度	本市税率	【参考】 6 年度
所得割率	2.93%	2.20%	3.02%
均等割額	10,253 円	7,400 円	10,789 円
平等割額	8,088 円	5,800 円	8,478 円

【介護納付金分】

	令和 7 年度	本市税率	【参考】 6 年度
所得割率	2.26%	2.00%	2.40%
均等割額	10,840 円	9,400 円	12,018 円
平等割額	7,034 円	6,100 円	7,641 円

※令和 6 年度からは市町村別の過去 3 か年平均の現年収納率（97.02％）に設定して算出しています。

報告事項②－ 1 国民健康保険税の制度改正について

令和7年度地方税法施行令の一部改正等により、以下の変更が予定されています。

(1) 国民健康保険税の限度額について

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、医療給付費分の1万円、後期高齢者支援金等分の2万円の引き上げが予定されています。

課税区分	令和6年度限度額	令和7年度限度額	引き上げ額
医療給付費分	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合 計	106万円	109万円	+3万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、そのうちの5割・2割軽減措置について、既に軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す予定です。

<令和6年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下
5割軽減	43万円＋ <u>29.5万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下
2割軽減	43万円＋ <u>54.5万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下



<令和7年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下
5割軽減	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下
2割軽減	43万円＋ <u>56万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1) 以下

※給与所得者等 … 一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者

報告事項②－２ 高額療養費制度の見直しについて

令和７年度国民健康保険法施行令の一部改正等により、以下の変更が予定されています。

（１）見直しの趣旨

今回の見直しは、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うものです。

併せて、70 歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額（外来特例）についても見直しが行われます。

（２）見直し内容

自己負担限度額を令和７年８月から現行の区分のまま 2.7%～15%引上げ、３年間で段階的に所得区分を 13 区分に細分化させ、限度額を引き上げる予定となっております。

●令和７年度の変更内容（第１段階）

＜令和７年８月～令和８年７月＞

70 歳未満			70 歳以上		
区分	要件（年収）	月単位限度額	区分	要件（年収）	月単位限度額
ア	約 1,160 万円～	290,400+1% [252,600+1%]	現並 みⅢ	約 1,160 万円～	290,400+1% [252,600+1%]
イ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	188,400+1% [167,400+1%]	現並 みⅡ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	188,400+1% [167,400+1%]
ウ	約 370 万円～ 約 770 万円	88,200+1% [80,100+1%]	現並 みⅠ	約 370 万円～ 約 770 万円	88,200+1% [80,100+1%]
エ	～約 370 万円	60,600 [57,600]	一般	～約 370 万円	60,600 外来特例 18,000 [57,600 外来特例 18,000]
オ	住民税非課税	36,300 [35,400]	低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外来特例 8,000 [24,600 外来特例 8,000]
			低Ⅰ	住民税非課税 （一定所得以下）	15,400 外来特例 8,000 [15,000 外来特例 8,000]

※１ 括弧内の金額は現行の限度額。

※２ 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には基礎控除後の所得が用いられる。

※３ 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

70歳未満

参考資料

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1 % <多数回該当：203,700>	444,300 + 1 % <多数回該当：246,600>
		252,600 + 1 % <多数回該当：140,100>	2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1 % <多数回該当：180,300>	360,300 + 1 % <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>
イ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1 % <多数回該当：122,400>	252,300 + 1 % <多数回該当：140,100>
		167,400 + 1 % <多数回該当：93,000>	5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1 % <多数回該当：113,400>	220,500 + 1 % <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>
ウ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>	138,600 + 1 % <多数回該当：76,800>
		80,100 + 1 % <多数回該当：44,400>	8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1 % <多数回該当：55,800>	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>
エ	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
		57,600 <多数回該当：44,400>	11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200> 35,400 <多数回該当：24,600>	13	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。
 ※3 「+ 1 %」とは、一定額を超える医療費に対して1 %の自己負担を求めるもの。

70歳以上

参考資料

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1 % <多数回該当：203,700>	444,300 + 1 % <多数回該当：246,600>
		252,600 + 1 % <多数回該当：140,100>	2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1 % <多数回該当：180,300>	360,300 + 1 % <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>	290,400 + 1 % <多数回該当：161,100>
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1 % <多数回該当：122,400>	252,300 + 1 % <多数回該当：140,100>
		167,400 + 1 % <多数回該当：93,000>	5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1 % <多数回該当：113,400>	220,500 + 1 % <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>	188,400 + 1 % <多数回該当：104,700>
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>	138,600 + 1 % <多数回該当：76,800>
		80,100 + 1 % <多数回該当：44,400>	8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1 % <多数回該当：55,800>	113,400 + 1 % <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>	88,200 + 1 % <多数回該当：48,900>
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	79,200 <多数回該当：48,300> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
		57,600 <多数回該当：44,400> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100 <多数回該当：46,800> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)
低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外来特例 8,000 24,600 外来特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000 15,000 外来特例 8,000	14	住民税課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。
 ※3 「+ 1 %」とは、一定額を超える医療費に対して1 %の自己負担を求めるもの。

報告事項②－３ 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月 5 日に成立、同 12 日に公布されたことに伴い、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和 8 年度から段階的に運用が始まります。

（１）制度の概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料（税）とあわせて子ども・子育て支援金を拠出する制度。

（２）制度の主な内容

- ・政府は、令和 8 年度から毎年度、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する。医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う。
- ・国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。税率等（所得割・資産割・均等割・平等割）は、医療分等と区分して規定する。
- ・低所得者の減額措置、18 歳以下の者の支援金均等割額の全額軽減措置を講じる。

（３）納付金の医療保険者間の按分

※令和 10 年度の見込み

子ども・子育て支援納付金の総額			
↓医療保険料負担総額により按分			
後期高齢者	その他（現役世代）		
【8.3%】	↓加入者数により按分		
国民健康保険	被用者保険		
【23%】	↓総報酬により按分		
	協会けんぽ	健保組合	共済組合
	【30%】	【28%】	【10%】

（４）支援納付金に関する試算

支援納付金の総額は、令和 8 年度約 6,000 億円、9 年度約 8,000 億円、10 年度約 1 兆円として試算。

※こども家庭庁支援金制度等準備室資料より抜粋

	加入者一人当たりの支援金平均見込み月額		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
全制度平均	250 円	350 円	450 円
被用者保険	300 円（450 円）	400 円（600 円）	500 円（800 円）
市町村国民健康保険	250 円（350 円）	300 円（450 円）	400 円（600 円）
後期高齢者医療制度	200 円	250 円	350 円

※被用者保険の（）内は被保険者一人当たり。市町村国民健康保険の（）内は一世帯当たり。

（５）高崎市国保の課税

本市国保の税率等については、来年度、当運営協議会に諮問させていただく予定であります。